

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
12月25日
(火曜日)

目次

告示

産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）……………一

平成二十年産麦類の指定種子生産ほ場の指定（農業振興課）……………二

道路の位置の指定（建築指導課）……………二

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（住宅課）……………二

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正（会計課）……………三

公告

国土調査の成果の認証（地域政策課）……………六

特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）……………六

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出（商政課）……………七

換地計画書の縦覧（農村整備課）……………七

山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表（水産振興課）……………七

平成十八年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表（会計課）……………九

契約の締結（物品管理課）……………一五

収用委公告……………一五

公示による通知……………一五

山口県告示第六百四十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一



項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成十九年十二月二十五日から平成二十年一月二十五日までの間、山口県周南環境保健所及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請者

名 称 株式会社エココロやまぐち

住 所 下松市大字西豊井一三四〇番地三

代表者の氏名 弘中 佑児

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

下松市東海岸通り一番三〇

三 産業廃棄物処理施設の種類の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、

動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）、陶磁器くず、動物の死体及び十三号廃棄物

五 申請年月日

平成十九年二月十九日

山口県告示第六百四十七号

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三百一十一号）第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十年産の麦類の指定種子生産ほ場として指定した。

その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関成

市町名 面積（アール）

宇部市 二八四

山口県知事 二井 関成

面積（アール）

二八四

山 口 市 五 四 九
防 府 市 三 三 七

山 口 県 告 示 第 六 百 四 十 八 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

地名及び番地 熊毛郡平生町大字宇佐木字大柳二六一 三の一一	幅 (メートル) 六・〇	延 (メートル) 七〇・三	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 四二九・五四
-------------------------------------	--------------------	---------------------	-------------------------------------

山 口 県 告 示 第 六 百 四 十 九 号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、中津江県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十二月二十五日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

- 一 中津江県営住宅新築工事
 - (一) 工事場所 萩市大字椿東字中津江地内
 - (二) 工事の概要

構 造	鉄筋コンクリート造 地上四階建	延 べ 面 積	一、八一五平方メートル	戸 数	二四戸
--------	-----------------	---------	-------------	-----	-----

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成十九年十二月三十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年一月十日から同月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

氏名又は名称	住所	名称	所在地	売りさばき開始予定年月日
下関市職員互助会会長 池永博	下関市南部町一番一号	下関市職員互助会	下関市南部町一番一号	平成二、四、二
下関交通安全協会会長 中村繁	下関市細江町二丁目三番八号	下関交通安全協会	下関市細江町二丁目三番八号	平成三、三、二七
長府交通安全協会会長 鳴本聡	長府才川一丁目四四番四五号	長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	平成三、三、二七
長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	平成三、三、二七
長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	平成三、三、二七
長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	平成三、三、二七
長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	平成三、三、二七
長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	平成三、三、二七
長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	平成三、三、二七
長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	長府交通安全協会	長府才川一丁目四四番四五号	平成三、三、二七

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年一月二十四日までに発送する。

四 その他
この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三三三七八七〇）にすること。

山口県告示第六百五十号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 の表を次のように改める。
一 普通証紙の売りさばき人

山口市	宇部市	彦島交通安全協会	小串交通安全協会	株式会社山陽自動車学校	学校法人早稲田大学	財団法人山口県国際総合センター	宇部市役所	宇部市東岐波市民センター	宇部市西岐波市民センター	宇部市厚南市民センター	宇部市厚東市民センター	宇部市原市民センター	宇部市二保瀬市民センター	宇部市小野市民センター	宇部市消防本部	宇部交通安全協会	山口市秋穂総合支所	山口市小郡総合支所	山口市小郡下郷	山口市亀山町二番一号	山口市秋穂東六
山口市	宇部市	彦島交通安全協会 会長 山野博	小串交通安全協会 会長 高田治彦	株式会社山陽自動車学校	学校法人早稲田大学	財団法人山口県国際総合センター	宇部市役所	宇部市東岐波市民センター	宇部市西岐波市民センター	宇部市厚南市民センター	宇部市厚東市民センター	宇部市原市民センター	宇部市二保瀬市民センター	宇部市小野市民センター	宇部市消防本部	宇部交通安全協会	山口市秋穂総合支所	山口市小郡総合支所	山口市小郡下郷	山口市亀山町二番一号	山口市秋穂東六
		九番七号	一字小串一九一の	町一番一号	八丁目三番一号	三丁目三番一号	宇部市常盤町一丁目七番一号	波三八二九	目五番二二	恵九一四の一	開作一九九〇	六八の二	一七三	八二九四の四	目三番三〇	番一号	山口市秋穂東六	山口市小郡下郷	山口市小郡下郷	山口市亀山町二番一号	山口市秋穂東六
		彦島緑町	豊浦町大	長府高場	上田中町	豊前田町	宇部市常盤町一丁目七番一号	大字東岐	床波六丁	大字東須	大字妻崎	大字棚井	大字車地	大字小野	港町二丁目三番三〇	常盤町三番一号	秋穂東六	小郡下郷	小郡下郷	山口市亀山町二番一号	秋穂東六
		平成三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七

合萩市農業協同組	財団法人萩交通安全協会 安全事業普及協	萩交通安全協会 中谷伸七六の一	萩市大字土原四	萩市	岡田実	山口県刊行物普及協 理事	具有限会社山口文 一五番一七号	有限会社山口県 綜合自動車学校 七六一	雄会会長 松永義二二五四の一	小郡交通安全協 会 糸米一丁 目四番四二二	山口交通安全協 会 山根幹 目四番四二二	財団法人山口県 交通安全協会 三五六〇の一	地方職員共済組 合 山口県支部 一	山口市滝町一番	山口市阿知須總 合支所 七四三	
三〇一四	六〇一	七六の一	萩市大字土原四	萩市	山口県刊行物普及協	有限会社山口文 一五番一七号	有限会社山口県 綜合自動車学校 七六一	雄会会長 松永義二二五四の一	小郡交通安全協 会 糸米一丁 目四番四二二	山口交通安全協 会 山根幹 目四番四二二	財団法人山口県 交通安全協会 三五六〇の一	地方職員共済組 合 山口県支部 一	山口市滝町一番	山口市阿知須總 合支所 七四三		
合三見支所	学校 山口県萩自動車	萩交通安全協会 江崎分室	萩交通安全協会 萩警察署 大字下田万 一二五四の一	萩市福栄総合事 務所 四〇一三の一	萩市旭総合事務 所 一七四	萩市須佐総合事 務所 五七〇の五	萩市むつみ総合 事務所 三一九の一	萩市川上総合事 務所 二〇一	萩市役所 一〇	山口県刊行物普及協	山口県綜合自動車 学校 一三〇〇	山口交通安全協 会 目四番四二二	財団法人山口県 交通安全協会 三五六〇の一	地方職員共済組 合 山口県職員会 館 一	山口市徳地總合 支所 七四四	山口市阿知須總 合支所 七四三
一〇三三三	六〇一	一二五四の一	萩市大字下田万 一二五四の一	萩市福栄総合事 務所 四〇一三の一	萩市旭総合事務 所 一七四	萩市須佐総合事 務所 五七〇の五	萩市むつみ総合 事務所 三一九の一	萩市川上総合事 務所 二〇一	萩市役所 一〇	山口県刊行物普及協	山口県綜合自動車 学校 一三〇〇	山口交通安全協 会 目四番四二二	財団法人山口県 交通安全協会 三五六〇の一	地方職員共済組 合 山口県職員会 館 一	山口市徳地總合 支所 七四四	山口市阿知須總 合支所 七四三
昭和一〇、一	昭和一五、八	平成一九、一	平成三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七	昭和三、二七

光市	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合
光市	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合	岩国市消費生活 協同組合
大和支所	光市役所	光市中央六丁目 一番一	光市中央六丁目 一番一	光市中央六丁目 一番一	光市中央六丁目 一番一	光市中央六丁目 一番一	光市中央六丁目 一番一	光市中央六丁目 一番一	光市中央六丁目 一番一	光市中央六丁目 一番一	光市中央六丁目 一番一	光市中央六丁目 一番一	光市中央六丁目 一番一	光市中央六丁目 一番一	光市中央六丁目 一番一	光市中央六丁目 一番一
三五六一	昭和一六、四	平成一〇、一	平成一〇、一	平成一〇、一	平成一〇、一	平成一〇、一	平成一〇、一	平成一〇、一	平成一〇、一	平成一〇、一	平成一〇、一	平成一〇、一	平成一〇、一	平成一〇、一	平成一〇、一	平成一〇、一

周南市										美祢交通安全協会 会長 松原忠志	美祢市 美祢市役所	柳井交通安全協会 会長 岩長昇	柳井市 柳井市役所大畠 総合支所	長門交通安全協会 会長 河本英夫	長門市 長門市役所日置 総合支所			光興産株式会社	光交通安全協会 会長 東日出夫
周南市須金支所	周南市中須支所	周南市須々万支所	周南市長穂支所	周南市櫛浜支所	周南市鹿野総合支所	周南市熊毛総合支所	周南市新南陽総合支所	周南市岐山通一丁目	周南市岐山通一丁目	美祢交通安全協会	美祢市役所	柳井交通安全協会	柳井市役所大畠 総合支所	長門交通安全協会	長門市役所油谷 総合支所	長門市役所三隅 総合支所	光興産株式会社	光交通安全協会	
二〇二七〇二	南二五七〇一	二万本郷四七八の	八八五	浜四五八	上三三七七	二〇二	目一番一号	丁目一	丁目一	三三二二	分三二六の一	目四番一八号	〇〇	七七	九二六	五二五	四三	目一番一四号	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

周防大島町										厚狭交通安全協会 会長 山田隆章	小野田交通安全協会 会長 河田一朗	山陽小野田市 山陽小野田市役所			周南交通安全協会 会長 梶山正一		
大島交通安全協会 川中樽	日良居出張所	橘総合支所	東和総合支所	蒲野出張所	沖浦出張所	久賀総合支所	周防大島町役場	厚狭交通安全協会	小野田交通安全協会	山陽小野田市公園出張所	山陽小野田市植生支所	山陽小野田市南支所	山陽総合事務所	山陽小野田市役所	周南交通安全協会 周南西分室	周南交通安全協会	周南市消防本部
九四の	八の	三九二〇の	七の	七〇四の	九の	三四	六の	一〇	一〇	二	一	二	一	番	二	五	丁目
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口交通安全協会 会長 山根幹夫	阿東町	阿武町	秋芳町				美東町				平毛郡平生町大 進会長 高佐原	平生町	田布施町	上関町	和木町	有限会社大島自 動車センター
山口市糸米一丁目 四番四二号																〇七〇〇
山口交通安全協会 阿東分室	阿東町役場	阿武町役場	秋芳町役場 岩永 出張所	秋芳町役場 別府 出張所	秋芳町役場 嘉万 支所	秋芳町役場	美東町役場 真長 田出張所	美東町役場 綾木 出張所	美東町役場 赤郷 出張所	美東町役場	平毛郡平生町大 進 交通安全協会	平生町役場	田布施町役場	上関町役場	和木町役場	有限会社大島自 動車センター
東幹部交番 山口警察署阿 四〇〇大	字 徳佐中三四一 七〇二	阿武郡阿武町大 字 奈古二六三六	字 岩永下郷三一 五一	字 別府一六四二 字 別府一六四二	字 嘉万四六〇八 の三	字 秋吉五三三五 の二	字 真名四七九の 二	字 綾木二六五〇 字 綾木二六五〇	字 赤四四九の四 字 赤四四九の四	美祿郡美東町大 字 大田五九三六	平毛郡平生町大 の八 山口警察署	字 平生町二一〇〇 の二	大字 田布施三 四〇の一	熊毛郡上関町大 字 長島五〇三	号 木一丁目一番一 号	〇七〇〇
平成一九〇〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	昭和四四、 五二〇



(六三三) 国土調査の成果の認証
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。
 平成十九年十二月二十五日

一 国土調査を行った者の名称等
 山口県知事 二 井 関 成

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山陽小野田市	平成十七年五月十日から平成十九年三月十三日まで	山陽小野田市地籍簿	大字小野田の一部並びに叶松一丁目及び叶松二丁目

二 認証年月日
 平成十九年十二月二十五日

(六三四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年一月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。
 平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

一 申請のあった年月日
 平成十九年十一月二十七日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 障害者自立就労支援筒
 代表者の氏名 久村 智一
 主たる事務所の所在地 下関市大字延行二八三番地

三 定款に記載された目的
 障害者に対して障害者自立支援法に基づく社会参加及び就労に関する支援並びに自立した生活を営むことができるようにするための支援に関する事業を行うことにより、障害者が地域社会で共生することを可能にするとともに、地域に貢献することができる人材を育成すること。

(六三五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年十二月二十五日から平成二十年四月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンパークおのだ

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 岩佐 謙三

三 変更に係る事項

駐輪場の位置及び廃棄物等の保管施設の位置

四 届出年月日

平成十九年十二月十七日

五 変更年月日

平成二十年五月一日

(六三六) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、宇部市棕並地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用

する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

宇部市棕並地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月二十六日から平成二十年一月十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六三七) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、低水準、減少傾向にあり、本県海域においても同様な傾向を示しているものが多くなっている。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講ずることに
 より、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特

定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源回復計画の推進

緊急に資源の回復を図ることが必要な海洋生物資源について、漁獲努力量の削減をはじめ、資源の積極的な培養、漁場の環境の保全等を内容とする資源回復計画を作成するとともに、それに基づく具体的な取組を総合的に進める。

二 第一種特定海洋生物資源の種類の漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成十九年及び平成二十年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

区分	期間	数量
まあじ	平成十九年一月から同年十二月まで 平成二十年一月から同年十二月まで	五、〇〇〇トン 四、〇〇〇トン
まいわし	平成十九年一月から同年十二月まで 平成二十年一月から同年十二月まで	若干 若干
まさば及びびこまさば	平成十九年七月から平成二十年六月まで 平成二十年七月から平成二十一年六月まで	若干 若干
するめいか	平成十九年一月から同年十二月まで	若干

平成二十年一月から同年十二月まで

若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成十九年及び平成二十年の数量については、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数量	
		平成十九年	平成二十年
まあじ	中型まき網漁業	四、〇〇〇トン	三、二〇〇トン
"	小型まき網漁業	若干	若干
"	敷網漁業	若干	若干
"	すくい網漁業	若干	若干
"	定置漁業権に基づく定置漁業(以下、「大型定置漁業」という。)	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、

資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば

中型まさ網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まさ網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成十九年及び平成二十年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域		期間		量(隻日)
		瀬戸内海	瀬戸内海	平成十九年六月一日から同年七月三十一日まで	平成二十年六月一日から同年七月三十一日まで	
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	瀬戸内海	平成十九年九月一日から同年十一月三十日まで	平成二十年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
		瀬戸内海	瀬戸内海	平成十九年九月一日から同年十一月三十日まで	平成二十年九月一日から同年十一月三十日まで	九、〇〇〇
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	周防灘	平成十九年一月一日から同年二月十日まで	平成二十年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
		周防灘	周防灘	平成十九年一月一日から同年二月十日まで	平成二十年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第一種特定海洋生

物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成十九年及び平成二十年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域		期間		量(隻日)
		安芸灘及び伊予灘	周防灘	平成十九年六月一日から同年七月三十一日まで	平成二十年六月一日から同年七月三十一日まで	
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	周防灘	平成十九年六月一日から同年七月三十一日まで	平成二十年六月一日から同年七月三十一日まで	九、〇〇〇
		安芸灘及び伊予灘	周防灘	平成十九年六月一日から同年七月三十一日まで	平成二十年六月一日から同年七月三十一日まで	九、〇〇〇
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びけた網漁業に限る。)	安芸灘及び伊予灘	周防灘	平成十九年九月一日から同年十一月三十日まで	平成二十年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
		安芸灘及び伊予灘	周防灘	平成十九年九月一日から同年十一月三十日まで	平成二十年九月一日から同年十一月三十日まで	一一、六八五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

(六三八) 平成十八年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表

平成十九年十二月山口県議会定例会で認定された平成十八年度山口県歳入歳出諸決算の要領は、次のとおりです。

平成十七年十二月十五日

山口県民会館 二井園 成

平成18年度山口県一般会計歳入歳出決算

歳 入

1	県 税	177,498,484,041	円
1	県 民 税	37,867,829,405	
2	事 業 税	57,101,649,991	
3	地方消費税	32,538,262,228	
4	不動産取得税	3,864,627,288	
5	県たばこ税	2,942,608,727	
6	ゴルフ場利用税	695,122,150	
8	自動車税	20,084,575,113	
9	鉱 区 税	10,668,600	
13	自動車取得税	5,241,089,000	
14	軽油引取税	16,878,341,036	
16	狩 猟 税	50,611,000	
17	産業廃棄物税	222,905,377	
18	旧法による税	194,126	
2	地方消費税清算金	27,273,727,971	
1	地方消費税清算金	27,273,727,971	
3	地方譲与税	28,795,069,078	
1	所得譲与税	25,137,428,078	
2	地方道路譲与税	3,376,890,000	
3	石油灯又譲与税	267,206,000	
4	航空機燃料譲与税	13,545,000	
4	地方特例交付金	537,321,000	
1	地方特例交付金	537,321,000	
5	地方交付税	167,936,590,000	
1	地方交付税	167,936,590,000	
6	交通安全対策特別交付金	590,751,000	
1	交通安全対策特別交付金	590,751,000	
7	分担金及び負担金	6,649,505,990	
1	分 担 金	397,633,021	
2	負 担 金	6,251,872,969	
8	使用料及び手数料	12,678,959,575	
1	使 用 料	10,171,633,082	
2	手 数 料	2,507,326,493	
9	国庫支出金	95,274,430,252	
1	国庫負担金	31,748,985,777	
2	国庫補助金	62,597,399,362	
3	委 託 金	928,045,113	
10	財産収入	2,023,480,323	
1	財産運用収入	719,057,348	
2	財産売却収入	1,304,422,975	
11	寄付金	3,955,245,968	
1	寄 付 金	3,955,245,968	
12	繰 入 金	43,243,779,749	
1	特別会計繰入金	9,187,733,809	
2	基金繰入金	34,056,045,940	
13	繰 越 金	11,871,680,660	
1	繰 越 金	11,871,680,660	
14	諸 収 入	76,346,501,133	
1	貸付金元利収入	70,959,900,095	
2	受託事業収入	1,094,391,825	
3	延滞金、加算金及び過料等	425,624,314	
4	預 金 利 子	3,173,584	
5	利子割精算金収入	47,779,580	
6	雑 入	3,815,631,735	
15	県 債	92,411,900,000	
1	県 債	92,411,900,000	
1	歳 入 合 計	747,087,426,740	
1	議 会 費	1,437,471,781	円
1	議 会 費	1,437,471,781	
	歳 出		

2	總務費	59,734,203,137	2	工業費	58,253,250,121
1	總務管理費	38,005,435,701	3	觀光費	432,860,578
2	企画調整費	10,076,299,016	4	工業用水道費	619,859,796
3	徴稅費	6,345,104,585	8	土木費	119,468,742,284
4	市町村振興費	1,567,614,203	1	管理費	9,355,165,677
5	選挙費	308,884,230	2	道路橋りょう費	47,385,766,248
6	防災費	2,554,767,194	3	河川海岸費	23,422,579,080
7	統計調査費	522,828,232	4	港湾費	14,877,618,969
8	人事委員会費	148,727,942	5	都市計画費	12,643,442,769
9	監査委員費	204,542,034	6	住宅費	11,784,169,541
3	民生費	66,420,294,395	9	警察費	41,717,576,855
1	社会福祉費	51,962,192,578	1	警察管理費	38,977,707,257
4	児童福祉費	12,456,030,664	2	警察活動費	2,739,869,598
7	生活保護費	1,999,166,711	10	教育費	149,105,193,761
8	災害救助費	2,904,442	1	教育総務費	13,545,836,340
4	衛生費	21,256,328,765	2	小学校費	48,999,519,953
1	公衆衛生費	6,125,159,057	3	中学校費	29,713,680,591
4	環境衛生費	3,285,266,492	4	高等学校費	32,441,820,240
7	保健所費	2,935,055,005	7	特殊学校費	11,089,460,765
8	医薬費	3,976,178,416	8	社会教育費	2,690,183,556
10	病院費	4,934,669,795	9	保健体育費	1,651,208,440
5	労働費	4,984,077,140	10	大学費	1,163,993,783
1	労働政費	3,576,417,926	11	学事費	7,809,490,093
2	職業能力開発費	1,112,459,663	11	災害復旧費	7,187,507,330
3	失業対策費	156,696,810	1	農林水産施設災害復旧費	899,379,700
4	労働委員会費	138,502,741	2	土木施設災害復旧費	6,272,073,855
6	農林水産業費	54,928,947,721	4	学校施設等災害復旧費	16,053,775
1	農業費	10,541,037,283	12	公債費	99,058,895,409
2	畜産業費	1,211,505,426	1	公債費	99,058,895,409
3	農地費	20,743,908,300	13	諸支出金	51,418,814,752
4	林業費	10,644,489,489	1	地方消費税清算金	31,797,111,971
5	水産業費	11,788,007,223	2	利子割交付金	675,000,000
7	工業費	61,939,910,240	3	配当割交付金	662,999,000
1	商業費	2,633,939,745	4	株式等譲渡所得割交付金	593,459,000

5	地方消費税交付金	13,806,650,000
6	ゴルフ場利用税交付金	485,006,130
7	特別地方消費税交付金	0
8	自動車取得税交付金	3,397,000,000
9	利子割精算金	1,588,651
14	子 備 費	0
1	子 備 費	0
	歳 出 合 計	738,657,963,570
	歳入歳出差引残額	8,429,463,170
	翌年度へ繰越	8,429,463,170

平成18年度山口県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

歳 入

1	繰 入 金	40,799,000	円
1	他会計繰入金	40,799,000	
2	繰 越 金	52,163,525	
1	繰 越 金	52,163,525	
3	諸 収 入	243,904,451	
1	貸付金元利収入	243,289,577	
2	雑 入	614,874	
4	県 債	80,000,000	
1	県 債	80,000,000	
	歳 入 合 計	416,866,976	
	歳 出		
1	母子寡婦福祉資金	359,725,085	円
1	母子寡婦福祉資金	359,725,085	
	歳 出 合 計	359,725,085	
	歳入歳出差引残額	57,141,891	
	翌年度へ繰越	57,141,891	

平成18年度山口県農業改良資金特別会計歳入歳出決算

歳 入

2	繰 入 金	1,260,000	円
1	他会計繰入金	1,260,000	
3	繰 越 金	146,488,289	
1	繰 越 金	146,488,289	
4	諸 収 入	60,145,189	
1	貸付金元利収入	59,732,000	
2	雑 入	413,189	
	歳 入 合 計	207,893,478	
	歳 出		
1	農業改良資金	66,427,000	円
1	農業改良資金	66,427,000	
	歳 出 合 計	66,427,000	
	歳入歳出差引残額	141,466,478	
	翌年度へ繰越	141,466,478	

歳 出

平成18年度山口県中小企業近代化資金特別会計歳入歳出決算

歳 入

2	繰 入 金	16,682,322	円
1	他会計繰入金	16,682,322	
3	繰 越 金	1,761,840,947	
1	繰 越 金	1,761,840,947	
4	諸 収 入	2,737,788,014	
1	貸付金元利収入	2,737,345,994	
2	雑 入	442,020	
	歳 入 合 計	4,516,311,283	
	歳 出		
1	中小企業近代化資金	2,888,358,746	円

歳 出

1 中小企業設備近代化資金	621,258,739
2 中小企業高度化資金	2,267,100,007
歳出合計	2,888,358,746
歳入歳出差引残額	1,627,952,537
翌年度へ繰越	1,627,952,537

平成18年度山口県下関漁港地方卸売市場特別会計歳入歳出決算

歳入

1 分担金及び負担金	18,781,729
1 負担金	18,781,729
2 使用料及び手数料	85,217,680
1 使用料	85,217,680
4 財産収入	33,469,294
1 財産運用収入	3,675,784
2 財産売却収入	29,793,510
5 繰入金	150,774,000
1 他会計繰入金	150,774,000
6 繰越金	10,395,130
1 繰越金	10,395,130
7 諸収入	57,878,905
3 雑収入	57,878,905
8 県債	6,000,000
1 県債	6,000,000
歳入合計	362,516,738

歳出

1 下関漁港地方卸売市場費	351,651,759
2 市場管理費	321,858,249
3 水産加工団地整備費	29,793,510
歳出合計	351,651,759
歳入歳出差引残額	10,864,979
翌年度へ繰越	10,864,979

平成18年度山口県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算

歳入

1 国庫支出金	2,000,000
1 国庫補助金	2,000,000
2 繰入金	1,455,062
1 他会計繰入金	1,455,062
3 繰越金	230,752,440
1 繰越金	230,752,440
4 諸収入	21,334,825
1 貸付金元利収入	20,990,104
2 雑収入	344,721
歳入合計	255,542,327

歳出

1 林業・木材産業改善資金	17,630,062
1 林業・木材産業改善資金	17,630,062
歳出合計	17,630,062
歳入歳出差引残額	237,912,265
翌年度へ繰越	237,912,265

平成18年度山口県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算

歳入

2 繰入金	289,397
1 他会計繰入金	289,397
3 繰越金	67,349,948
1 繰越金	67,349,948
4 諸収入	34,565,315
1 貸付金元利収入	34,545,887
2 雑収入	19,428
歳入合計	102,204,660

歳出

第 1916 号

1	沿岸漁業改善資金	8,866,397	円
1	沿岸漁業改善資金	8,866,397	
	歳出合計	8,866,397	
	歳入歳出差引残額	93,338,263	
	翌年度へ繰越	93,338,263	

平成18年度山口県当せん金付証券発売事業特別会計歳入歳出決算

歳入

1	事業収入	5,198,436,481	円
1	事業収入	5,198,436,481	
2	繰入金	1,094,397	
1	他会計繰入金	1,094,397	
3	繰越金	142,386,503	
1	繰越金	142,386,503	
	歳入合計	5,341,917,381	

歳出

1	当せん金付証券発売事業費	5,191,834,397	円
1	発売諸費	1,094,397	
2	繰出金	5,190,740,000	
	歳出合計	5,191,834,397	
	歳入歳出差引残額	150,082,984	
	翌年度へ繰越	150,082,984	

平成18年度山口県収入証紙特別会計歳入歳出決算

歳入

1	証紙収入	8,898,203,678	円
1	証紙収入	8,898,203,678	
2	繰越金	289,608,812	
1	繰越金	289,608,812	
	歳入合計	9,187,812,490	

平成19年12月25日 火曜日

1	繰出金	8,892,170,040	円
1	繰出金	8,892,170,040	
	歳出合計	8,892,170,040	
	歳入歳出差引残額	295,642,450	
	翌年度へ繰越	295,642,450	

平成18年度山口県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

歳入

1	財産収入	9,632,908	円
1	財産運用収入	9,632,908	
4	繰越金	279	
1	繰越金	279	
	歳入合計	9,633,187	

歳出

1	土地取得事業費	9,631,000	円
1	土地取得基金管理費	9,631,000	
	歳出合計	9,631,000	
	歳入歳出差引残額	2,187	
	翌年度へ繰越	2,187	

平成18年度山口県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

歳入

1	分担金及び負担金	834,443,067	円
1	負担金	834,443,067	
2	国庫支出金	89,674,000	
2	国庫補助金	89,674,000	
3	繰入金	139,556,947	
1	他会計繰入金	139,556,947	
4	諸収入	609,100	

2 雑入	609,100
5 県債	194,000,000
1 県債	194,000,000
7 繰越金	17,147,000
1 繰越金	17,147,000
歳入合計	1,275,430,114

歳出

1 流域下水道事業費	1,269,120,114
1 流域下水道費	1,269,120,114
歳出合計	1,269,120,114
歳入歳出差引残額	6,310,000
翌年度へ繰越	6,310,000

平成18年度山口県公債管理特別会計歳入歳出決算

歳入

1 繰入金	98,867,796,317
1 他会計繰入金	98,867,796,317
歳入合計	98,867,796,317

歳出

1 公債費	98,867,796,317
1 公債費	98,867,796,317
歳出合計	98,867,796,317
歳入歳出差引残額	0
翌年度へ繰越	0

(六三九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
小中学校事務ネットワークシステム用端末機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十九年十一月三十日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番四号
- 六 落札金額
四千三百三万九千五百円
- 七 入札公告日
平成十九年十月十九日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格



公 告

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の一に掲げる者に通知すべき事項を記載した次の二に掲げる書類を山口県収用委員会（山口市滝町一番一号 郵便番号七五三—八五〇— 山口県土木建築部監理課内）において保管しているので、申出があればいつでも交付します。

平成十九年十二月二十五日

山口県収用委員会会長 河野 勉

一 通知すべき者

下関市長府松小田本町一四番一六号

板屋 忠義

宇部市松山町一丁目三番一〇一七〇二号

三原 昭子

宇部市北小羽山町二丁目五番六一二〇六号

三原 美砂

山陽小野田市大字西高泊五一九番地一

藤田 利治

名古屋港区宝神三丁目六〇一番地

渡久山宮子

愛知県西尾市今川町落一番地

山崎 猛幸

北九州市小倉北区熊本二丁目八番一四〇六号

平井ツヤ子

川頭シズエの相続人

二 書類の名称

審理の開催について

平成十九年十二月二十五日印刷
平成十九年十二月二十五日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)